隠れ水俣病

第三部

水俣病裁判後、自主交渉問題で久我総務部長らチッソ幹部（中央）を取り囲んだ支援団体（七月十六日、熊本地裁で）

認定と補償の間

科学裁判への不安

（下）

十一日、新認定患者とチッソとの補償問題についての第一回の話し合いが行なわれた。この席でチッソは中央公害審査委員会での調停を提案した。患者側はこれに対する態度を決めていないが、中には「裁判を歓迎する」と強気の人もいる。

裁判になった場合、これまでとどう違うかということだが、すでに会社側弁護団が非公式に明らかにしているように、今後の行政認定患者については有機水銀の影響の程度、すなわち患者が水俣病であるかどうかが、まず争われることになるだろう。

〈9〉

"名乗り"にも不安が

ラク印だけで尻切れに…

ところしたケースは六月二十一日提訴した未認定死亡患者、故山田満蔵さん（水俣市月浦、四十年七月死亡）、さらに九月二十五日提訴した、出水市の二人の未認定死亡患者の例がすでにあり、熊本地裁はこの三人については、これまでの患者とは分けて審理することになっている。死亡者の場合、たとえ医学的に水俣病であることがはっきりしていても、公害被害者救済法が"死者は認定せず"としているために除外されているもので、ケースによっては水俣病であるかどうかは、簡単に決着がつくものもある。

しかし、今後の新認定患者については、審査会委員の意見がかなり分かれており、水俣病かどうかの争いになった場合は、審査会内部の食い違いが、そのまま法廷に持ち込まれることになり、水俣病とは何か―という科学論争がむし返されることになる。

新認定患者十八人のリーダーである川本輝夫さん(四三)＝水俣市月浦＝は「裁判によって、熊本の審査会の誤りを追及できる」としているが、苦労や、貧困家庭の多い水俣病患者にとって、時間のかかる裁判はよほどの覚悟が必要な"イバラの道"になるだろう。

治療法の発見急げ

今後、患者の発掘によって、一体どのくらいの患者がでてくるのか。とくに不知火海沿岸住民の一斉検診の結果が注目されるが、その数は検診のあり方ももちろんだが、補償問題とのからみで、かなり変わるとみてよい。

とくに今後認定される人の多くは軽症者とみられるから、医療救済よりも、経済的な補償を求めようとする人がより多いとみなければなるまい。それが認定はされても補償がない―ということになれば、患者として名のり出ることはむずかしくなる。熊大の健康調査は、アンケートと検診を同時に行なったが、このさいかなり自覚症状のない人を発見している。アンケートでは褐野狭窄（きょく）はないとなっている人でも、検査では褐野狭窄が認められたというケースがかなりあった。

「少しずつ症状がでてくると、本人は気づかないことが多いのです。どんな患者さんが、アンケートを自ら記入するだけの県の一斉検診で拾えるかどうか」と住民検診にあたった松下熊大助教授（公衆衛生）は懸念しているが、それとに対する患者さんたちの不満を改めて強調した」と熊大研究班員は言う。水俣病の遺伝の問題も話題になっている現在、水俣病患者となることは、社会的にみて患者自身はもとより、家族にも重大なことである。水俣病患者の家族のうち、健康な若者たちの多くが都会へ出て行った裏には"出稼ぎ地帯"の問題とは別に、もう水俣病とかかわりたくないという気持ちがなかったか…。認定と補償の間で見過ごしてならぬのは"水俣病の治療法がつかめていない"という現実だ。

熊本は新潟に比べて症状の変化、推移面の研究が遅れているといわれるが、水俣病を固定化してとらえる限り、治療への道も開けないのではなかろうか。

「私の病名を教えちくだっせ」という患者の叫びとともに「私の病気はなおしてくだっせ」という当然すぎる声があることを、医学者は忘れてはなるまい。その意味でも"水俣病問題"は、発見から十五年たっていまも、根本的解決はなにも終わっていないのである。

（おわり）

＝本社公害資料班＝